

第五節 欧米美術視察

フエノロサ・岡倉覚三欧米派遣

明治十九年、古社寺調査を了えた岡倉とフエノロサは政府から欧米美術行政視察を命ぜられた。このことは『文部省第十四年報』に次のように記されている。

〔明治十九年〕九月六日 美術ノ教育ヲ振起シ美術ノ發達ヲ誘導スルハ目下緊急ノ事ニシテ追々着手ノ見込アリ 又宮内省ニ於テモ美術上ニ關シ計畫スル所アルヲ以テ兩者協議ノ上米國人フエノロサ及ヒ文部屬岡倉覺三ヲ美術取調委員トシテ歐羅巴、亜米利加ニ發遣シ 且目下歐州出張中ノ文部參事官濱尾新ヲ同委員長トシテ實際ニ就キテ精査セシメノ事ヲ稟議シ認可ヲ得

〔同年〕九月十一日 歐州在留文部參事官濱尾新ニ美術取調委員長ヲ命シ文部省雇米國人フエノロサ及ヒ文部屬岡倉覺三ヲ美術取調委員トシテ九箇月間歐羅巴、亜米利加ニ出張ヲ命ス

欧米派遣の決定は、右の記事では明治十九年九月六日であるが、同年七月発行の『大日本美術新報』第三十三号に

文部省御雇米國人フエノロサ氏は我か政府の命を帯ひて海外の美術を視察せん爲め近日我邦を發程せらるゝとの評判あり

とあるからには、二か月前には内定していたようである。

この欧米派遣のいきさつをフエノロサは、

ちょうど同じ頃（明治十九年四月第二回鑑画会大会開催の頃）、博物館が宮内省に移管され（同年三月二十四日博物館の宮内省移管を指す）、時の宮内大臣伊藤（博文）伯は、美術国宝保存問題の全権を握るべき、極めて大規模な国立美術博物館の構想を抱いた。しかし、そのような博物館構想は懸案の美術学校と提携して運営しなければならぬことは明らかだったので、伊藤伯はこの二つの機関設立準備計画起草の仕事を文部大臣森（有礼）子爵の手に委ねた。森氏の第一策は、欧米美術視察団の派遣であつた。

〔欧米美術取調〕未定稿。『フエノロサ資料』所収。明治二十一年ごろの執筆と推定されている。）

と述べており、派遣決定の直接的要因は伊藤博文の国立美術博物館、美術学校設立計画にあつたとしている。しかし、伊藤がそうした計画を推進しようとしたのは、もとはといえば美術局設立運動という岡倉らの熱心な働きかけがあつたからこそであつた。

次に、宮内庁図書寮に残るこの欧米派遣に関する一連の文書（主にフエノロサ関係）を掲載する。

契約書——その一

文部省総務局長文部次官辻新次閣下第一方ニ在リ亜米利加合衆国人エル子スト、エフ、フエノロサ氏第二方ニ在リ取結フトコロノ条約左ノ如シ

第一条 前文フエノロサ氏ハ千八百八十六年八月一日ヨリ千八百九十年七月三十一日ニ至ル四ケ年間にケ月銀貨五百円ノ給料ヲ以テ文部省ニ於テ美術ノ事業ニ従事セシムルタメニ雇フモノトス

第二条 前文フエノロサ氏ハ当初就職ノ一年間(往復日数ヲ含ム)美術取調委員ノ名ヲ以テ欧羅巴ニ至リ又便宜亜米利加ニ至リ其美術ノ状況ヲ視察考究スヘシ(視察考究スヘキ条件ハ別紙訓令ニ示ス)而シテ一年間經過ノ後ハ文部省ニ於テ該事業ニ付キ何等ノ組織ヲ設ルモフエノロサ氏ハ其幹事(理事局員)タルノ名ヲ以テ之ニ適スル職掌ニ従事シ又時宜ニ依リ兼テ教授ニ従事スヘシ但其服務時間ハ一日五時ヲ超ヘサルモノトス

第三条 前文フエノロサ氏ハ疾病ニ罹リ四十日間引続キ其職ヲ廃スルトキハ爾後平愈ニ至ルマテ毎月俸給ノ半額ヲ受クヘシ而シテ疾病ノ始ヨリ三ヶ月ヲ経テ猶ホ職ニ就ク能ハサル片ハ第一方ニ於テ此条約ヲ取消スヲ得ヘシ

第四条 第一方ノ都合ニ依リ条約期限前ニ前文フエノロサ氏ノ職ヲ止メントスル片ハ残期給料ノ半額ヲ同氏ニ交付シ以テ止ムルヲ得ヘシ

第五条 前文フエノロサ氏其職ヲ尽サ、ル片ハ第一方ニ於テ此

条約ヲ取消スヲ得ヘシ

第六条 第一条第三条若クハ第四条ノ事由ニ依リ条約消滅ノ際ニハ亜米利加マテノ帰国旅費トシテ銀貨五百円ヲ受クルヲ得ヘシ但第五条ニ記載セル事由ニ依リ条約ヲ取消ス場合ニハ之ヲ受クルヲ得ス

文部省総務局長文部次官 辻 新次 印

明治十九年八月一日

エル子スト、エフ、フエノロサ

訓令書

フエノロサ氏歐洲派遣ニ関スル訓令

第一 フエノロサ氏ハ伊多利塊太利日耳曼英吉利仏蘭西荷蘭白耳義ノ諸国ヲ巡回スヘシ又便宜西班牙及合衆国ヲ巡回スルコトヲ得ヘシ

第二 フエノロサ氏ハ巡回中成ルヘク左ノ事件ヲ視察考究スヘシ

(一) 上記ノ諸国ニ於ケル著名ナル美術学校ノ組織管理及学科教授法等

(二) 美術学会其他美術者公会ノ組織管理

(三) 美術博物館ノ管理及館中標品ノ陳列保存ニ関スル方

法

(四) 美術博物館建築ノ模様

(五) 公設美術博覧会ノ処置方

(六) 工芸美術ノ改良ニ関スル諸要点

(七) 外国造営裝飾術ノ特ニ日本美術ヲ需要スルノ条件

(八) 美術ノ作物ヲ模製スルノ方法

(九) 欧洲美術發達ノ沿革及名作ノ評説

第三 フェノロサ氏ハ欧羅巴及亞米利加滞在中諸事文部省参事

官美術取調委員長浜尾新氏ノ指揮ニ從フ可シ

第四 フェノロサ氏ハ浜尾新氏ノ認可ヲ受ケ文部省ノ為メニ美

術ノ著書及美術上最必要ナル作物ノ写真彫刻及鑄形等ヲ購

入スルヲ得ヘシ

第五 フェノロサ氏ハ往復旅費トシテ銀貨千円外ニ九ヶ月間欧

洲及亞米利加ニ滞在中旅費其他諸費トシテ一日銀貨拾円ヲ

受ケルモノトス

明治十九年八月一日

文部省総務局長文部次官 辻 新次 印

契約書——その二

文部省ニ於テ美術ノ事業ニ従事セシムルタメニ亞米利加合衆
国人エル子スト、エフ、フェノロサ氏雇入ノ条約今般締結セル
ニ付テハ文部省総務局長文部次官辻新次閣下トエル子スト、エ
フ、フェノロサ氏ト取結追加条約左ノ如シ

一 前文フェノロサ氏文部省ニ就職中条約第二条ノ服務時間内
ニ於テ兼テ宮内省ニ於ケル美術ノ事業ニ従事シ且宮内省ニ於テ
該事業ニ付何等ノ組織ヲ設クルモ其幹事タルノ名ヲ以テ之ニ適
スル職掌ニ従事スルモノトス

一 前項ノ勞ニ酬ユルカタメ宮内省ヨリ相応ノ家屋ヲ無賃ニテ

前文フェノロサ氏ニ貸付スルモノトス

文部省総務局長文部次官 辻 新次 印

明治十九年八月一日

エル子スト、エフ、フェノロサ

文部次官より宮内次官への通牒

兼テ宮内文部兩大臣ニ於テ協議相成候米国人エル子スト、エ
フ、フェノロサ傭入及同人等歐洲派遣之義ニ付別紙之通稟議取
計候間右御領知相成度且ツ別紙条約文中記載ノフェノロサへ貸
付スヘキ家屋ノ儀ハ貴省ニ於テ可然御取計相成度候此段御通牒
旁申進候也

明治十九年八月二十六日

文部次官 辻 新次

宮内次官伯爵 吉井友実殿

文部大臣より内閣總理大臣への稟議書

美術ノ教育ヲ振起シ美術ノ發達ヲ誘導スルハ緊要ノ儀ト存候ニ
付逐次夫々着手致度見込ニ有之又宮内省ニ於テモ美術上ニ関シ
追々計画ノ次第モ有之旁兩省協議ノ上此際先以テ其方法等ヲ調
査セシメ度候処右ハ適當ノ人物ヲ撰ミ歐洲ニ派遣シ又便宜米国
ヲモ巡回セシメ其實際ニ就キ精査セシメ候方可然ト存候間從來
文科大學教師タリシ米国人エル子スト、エフ、フェノロサヲ別
紙条約ヲ以テ更ニ文部省ニ於テ傭入シ兼テ宮内省ノ傭トナシ同
人及文部屬岡倉寛三ヲ美術取調委員トシテ凡九ヶ月間彼地ニ巡

遣シ又兼テ教育事項取調ノ為メ歐洲ニ出張致居候文部省参事官
浜尾新ヲ右美術取調委員長トナシ夫々調査為致度且右費用金貳
万余円ヲ要スヘキ見込ニ付其内凡金壹万円ハ曾テ閣議ヲ經タル
学校建築費ニ充用スヘキ当省所轄地所建物売却代価ノ内ヨリ差
繰支弁シ余ハ来年度当省経費予算ニ編入可差出右至急閣議乞候
也

明治十九年八月二十六日 文部大臣 森 有礼
内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文殿

追テ本文ノ次第二付浜尾新出張之儀更ニ凡半ケ年間程延期シ且
便宜米国人ヲモ巡廻セシメ度此段申添候也

稟議之趣認許ス 十九年九月六日

出張命令書

エル子スト、エフ、フェノロサ

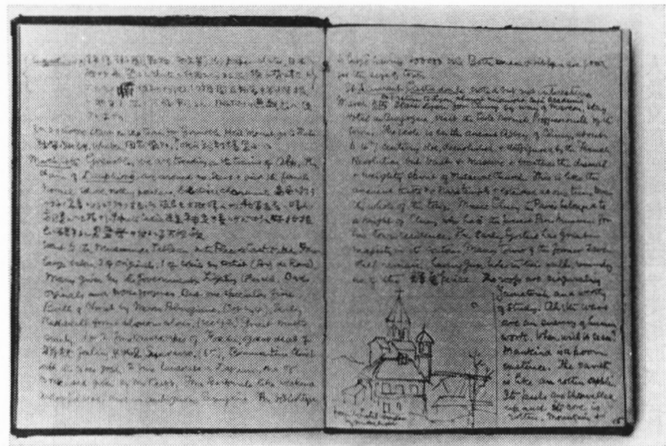
美術取調委員トシテ凡九ケ月間欧羅巴へ出張ヲ命ス 但本文期
限内ニ於テ便宜重米利加ヲモ巡廻スヘシ

明治十九年九月十一日

文部省

(山口静一著『フェノロサ上』による。)

こうしてフェノロサと岡倉は美術取調委員としておよそ九ケ月
間、イタリア、オーストリア、ドイツ、イギリス、フランス、オラ
ンダ、ベルギー、スペイン、アメリカの諸国を巡り、美術学校をは



岡倉覚三 欧州視察日誌 明治20年 日本美術院所蔵

じめとする美術行政
上の九項目について
取調べることに
なり、その際、教育事
項取調べのため欧州
旅行中であつた浜尾
新が美術取調委員長
として彼らに指示を
下すこととなつた。

明治十九年十月二
日、兩名はアメリカ
の郵船シテイ・オブ
・ペキン号で横浜を
出港、サンフランシ
スコに向かった。翌
二十年一月に彼らは
ヨーロッパへ発つたが、それまでのアメリカ滞在中の足跡について
は十九年十二月四日にニューヨークのオーサーズ・クラブで「日本
政府文部省美術調査委員アーネスト・F・フェノロサ教授歓迎晩餐
会」が開かれたことが確認されているくらいで、詳細は不明であ
る。

岡倉覚三の「欧州視察日誌」

視察旅行中の日程については公式記録が残されておらず、全容を